

# 学則（新）

令和2年度



学校法人 栗岡学園

四 条 畷 看 護 専 門 学 校

# I、学 則（新）

## 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 学校法人栗岡学園四條畷看護専門学校「以下本校という」は、豊かな人間性を基盤に、対象を理解する姿勢を培うとともに、看護に関する専門教育を行い、広く社会に貢献できる看護師を育成することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本校は学校法人栗岡学園 四條畷看護専門学校と称する。

(位置)

第 3 条 四條畷市田原台 6 丁目 1 番 1 号に置く。

(課程・学科・学年定員・修業年限)

第 4 条 本校の課程・学科・学年定員・就業年限は次のとおりとする。

課 程	学 科	入学定員	総 定 員	修業年限	備 考
看護師 2 年課程	看護学科	40 名	80 名	2 年	全日制

(在学年限)

第 5 条 学生は修業年限の 2 倍を超えて在学することはできない。

## 第 2 章 学年・学期及び休業日

(学年)

第 6 条 本校の学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 7 条 学年は次の 2 学期に分ける。

前 期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後 期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 8 条 本校の休業日は次のとおりとする。

(1) 土曜日・日曜日

(2) 国民の休日に関する法律に規定する休日

(3) 学園創立記念日（4 月 30 日）

(4) 季節休業

夏期休業 4 週間

冬期休業 2 週間

春期休業 2 週間

2 学校長は、必要により前項の休業日を変更することができる。

3 第 1 項に定めるもののほか臨時に休業を必要とする場合は、学校長がその都度定める。

### 第 3 章 入学・転入学・休学・復学・転学・退学及び除籍

#### (入学資格)

- 第 9 条 本校に入学できる者は、次のとおりとする。
- (1) 准看護師の免許を得た後、3年以上業務に従事している者。
  - (2) 准看護師の免許を有し、かつ高等学校若しくは中等教育学校を卒業している者。
  - (3) 准看護師の免許を有し、高等学校若しくは中等教育学校を卒業したと同等の学力を有すると認められた者。

#### (入学の時期)

- 第 10 条 本校の入学時期は4月とする。

#### (転入学)

- 第 11 条 他の看護学校養成所（2年課程）を1年以上履修した者で、本校に転入学を志願する者がある時は、学校長は、欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に転入学を許可することができる。
- 2 前項の規定により転入学を許可された者の、既に習得した授業科目および単位数の取扱い、並びに在学すべき年数については学校長が決定する。

#### (入学の出願)

- 第 12 条 本校に入学または転入学を志願する者は、所定の期日までに、所定の願書に入学検定料および別に定める書類を添えて願い出なければならない。

#### (入学者の選考)

- 第 13 条 学校長は入学志願者に対しては学科試験・出身学校の調査書および面接により選考して、運営会議の議を経て入学者を決定する。

#### (入学手続きおよび入学者の許可)

- 第 14 条 第 11 条および第 13 条の選考により合格した者は、所定の書類に別表第 2 に定める入学金を添えて期日までに手続きをしなければならない。
- 2 学校長は、前項の手続きを完了した者に対し、入学許可証を発送し、入学または転入学を許可する。

#### (入学前の履修認定)

- 第 15 条 入学前に大学その他の学校若しくは養成所等において既に履修した科目に関して、本人からの申請に基づき当該科目の認定要件を満たしていると判断された場合には、単位認定を受けることができる。
- 認定の手続きについては別に定める。

#### (休学)

- 第 16 条 休学しようとする者は保証人が連署した休学願を学校長に提出し、その許可を得て休学することができる。
- (1) 病気のため引き続き3ヶ月以上就学不能のとき
  - (2) その他特別の理由があるとき
- 2 前項の休学期間は在学期間に算入しない。

- 3 休学期間中にその事由が消滅した場合は、復学の許可を願い出ることができる。
- 4 休学期間は引き続き1年を超えることはできない。
- 5 学校長は、病気その他の理由により、就学することが不相当と認められる者に対しては休学を命ずることができる。

※保証人とは、生計を別にする満20歳以上の者をいう。

(休学期間の延長)

第17条 休学期間は、特別の理由がある場合には学校長は、その延長を許可することができる。

(復学)

第18条 休学中の者が復学しようとするときは、保証人連署の上、復学願いを学校長に提出し、許可を受けなければならない。

(退学)

第19条 やむを得ない理由により退学しようとする者は理由を記した退学願を学校長に提出し、許可を受けなければならない。

(転学)

第20条 学生が他の看護学校養成所に転学を希望したときは、理由を記し書類を添えて学校長に願い出て許可を受けなければならない。

(本校の命ずる退学)

第21条 学校長は、次の各号の一に該当する者に対し、運営会議の議を経て退学を命じることができる。

- (1) 正当な理由がなく欠席が長期にわたる者。
- (2) 成業の見込みがないと認められた者。
- (3) 学校の秩序を乱し看護学生としての本分に反した者。
- (4) 授業料を納期までに納付せず、かつ督促しても納付しない者。

(除籍)

第22条 学校長は次の各号の一に該当する者を運営会議の議を経て除籍することができる。

- (1) 死亡の届け出のあった者。
- (2) 行方不明の届け出があった者。

## 第4章 教育課程・単位及び卒業の認定

(授業科目)

第23条 授業科目を分けて基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野とする。

- 2 本校における授業科目の単位数は別表1のとおりとする。

(単位の計算方法)

第24条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、次の基準により計算するものとする。

- 2 講義および演習においては、15 時間から 30 時間までの範囲で定める時間の授業をもって1 単位とする。  
実習及び実技については、30 時間から 45 時間をもって1 単位とする。
- 3 臨地実習については、45 時間の臨地実習をもって1 単位とする。

(単位評価の資格)

第 25 条 出席時間数が授業時間数の 3 分の 2 (臨地実習については 5 分の 4) に達しない者は、その科目についての 評価を受ける資格を失う。

(評価)

第26条 授業科目の評価は、試験・学習報告等によって行う。

- 2 履修科目については、随時試験を行い履修の認定を行う。
- 3 臨地実習の評価は、実習記録・実習内容等によって行う。
- 4 臨地実習の履修の認定は、各実習科目毎に実習終了時に行う。
- 5 評価は 100 点を満点とし、60 点以上を合格とする。

(単位の認定)

第27条 授業科目・臨地実習を履修し、合格の評価を得た者に対し単位を認定する。

(追試験)

- 第28条 試験当日に本人の病気及び事故により試験（評価）を受けることができなかった者については、診断書の提出があれば追試験を受けることができる。
- 2 追試験の評価は得点の 8 割とする。

(再試験及び再実習)

- 第29条 評価が不合格となった者は、1 回に限り再試験及び再実習を受けることができる。
- 2 再試験及び再実習の評価は、60 点以上であっても 60 点とする。

## 第 5 章 卒 業 等

(卒業の認定)

第30条 学校長は、所定の科目の単位認定を受けた者について、運営会議の議を経て卒業の認定を行う。

(卒業の認定基準)

第31条 卒業の認定基準は次のとおりとする。

- (1) 各学科の単位が認定されていること。
- (2) 欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超えない者。  
※出席すべき日数とは、行事等を含む授業のある日数である。

(専門士称号の付与)

第32条 卒業の認定を受けた者には、文部科学大臣による告示により専門士（医療専門課程）の称号を付与する。

(卒業証書)

第33条 学校長は、卒業を認定した者に対し本校所定の卒業証書を授与する。

(資格の取得)

第34条 本校を卒業した者には看護師国家試験の受験資格が与えられる。

## 第 6 章 賞 罰

(表彰)

第35条 学校長は、運営会議の議を経て、表彰に値する行為を行った者を表彰することがある。

(懲戒)

第36条 学校長は、本校の規則または学生の本分に反する行為があった者に対して運営会議の議を経て懲戒することがある。

- 2 懲戒の種類は戒告・停学および退学とする。
- 3 停学が引き続き3ヶ月以上にわたる時は、その期間は在学期間に算入しない。

## 第 7 章 健 康 管 理

(健康管理)

第37条 学校長は、学生に対して1年に1回以上の健康診断を実施する。

## 第 8 章 入学検定料・入学金および授業料等

(入学検定料・入学金および授業料等)

第38条 入学検定料・入学金および授業料等については別表2のとおりとする。

## 第 9 章 女子学生寮

(女子学生寮)

第 39 条 学校に女子学生寮を置く。

- 2 女子学生寮の運営等について必要な事項は、別に定める。

## 第 10 章 教 職 員 組 織

(教職員)

第 40 条 本校に次の教職員をおく。

学校長	1名
副学校長	1名
教務主任	1名
実習調整者	1名
専任教員	6名以上
実習指導教員	若干名
講師	30名以上
校医	1名
事務長	1名
事務員	1名以上
司書	1名

- 2 教職員の職務は別に定める組織および業務基準による。

## 第 11 章 学 校 運 営

(学校運営)

第 41 条 本校の運営のため運営会議その他各種会議を設ける。運営会議および各種会議の規定は次のとおりとする。

運営会議

教務会議

実習指導者会議

講師会議

その他、学校長が必要と認めたもの。

## 第 12 章 雑 則

第 42 条 本学則施行に関し必要な細則は別に定める。

- (付則)
1. 本学則は平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
  2. 本改正学則は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
  3. 本一部改正学則は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
  4. 本改正学則は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
  5. 本改正学則は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
  6. 本改正学則は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
  7. 本改正学則は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
  8. 本改正学則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
  9. 本改正学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
  10. 本改正学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
  11. 本改正学則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

※但し、平成 22 年 3 月 31 日以前に入学し、看護師として必要な知識及び技能を修得中の者にかかわる教育内容については、改正後の別表 1 の規定にかかわらず、なお従前の例によることができることとする。

別表 1

授 業 科 目 と 時 間 配 分 (R 2 年 度)

教育内容		指定規則	授業科目	学 則			
				単位	単位(時間)	1年次	2年次
基礎分野	科学的思考の基盤	7	哲学	1(15)	15		
			論理学	1(30)	30		
			情報科学	1(30)	30		
	人間と人間生活の理解		人間関係論	1(30)	30		
			教育学	1(30)	30		
			社会学	1(30)	30		
			英語	1(30)	30		
スポーツと健康科学	1(30)	30					
小 計	7	小 計	8(225)	225	0		
専門基礎分野	人体の構造と機能	10	解剖生理学Ⅰ	1(30)	30		
			解剖生理学Ⅱ	1(30)	30		
			生化学(含栄養学)	1(30)	30		
	疾病の成り立ちと回復の促進		疾病治療論Ⅰ	1(30)	30		
			疾病治療論Ⅱ	1(30)	30		
			疾病治療論Ⅲ	1(30)	30		
			疾病治療論Ⅳ	1(30)	30		
			疾病治療論Ⅴ	1(30)	30		
			微生物学	1(30)	30		
			薬理学	1(30)	30		
	健康支援と社会保障制度		4	総合医療論	1(15)	15	
			公衆衛生	1(15)	15		
			看護関連法規	1(15)		15	
社会福祉	1(30)	30					
小 計	14	小 計	14(375)	360	15		
専門分野Ⅰ	基礎看護学	6	基礎看護学概論	1(30)	30		
			基礎看護学援助論Ⅰ	1(30)	30		
			基礎看護学援助論Ⅱ	1(15)	15		
			基礎看護学援助論Ⅲ	1(30)	30		
			基礎看護学援助論Ⅳ	1(30)	30		
			基礎看護学援助論Ⅴ	1(30)	30		
			基礎看護学援助論Ⅵ	1(30)	30		
専門分野Ⅱ	成人看護学	3	成人看護学概論	1(30)	30		
			成人看護学援助論Ⅰ	1(30)	30		
			成人看護学援助論Ⅱ	1(30)	30		
			成人看護学援助論Ⅲ	1(30)	30		

教育内容		指定規則	授業科目	学 則			
				単位	単位(時間)	1年次	2年次
専門分野Ⅲ	老年看護学	3	老年看護学概論	1(30)	30		
			老年看護学援助論Ⅰ	1(30)	30		
			老年看護学援助論Ⅱ	1(30)	30		
	小児看護学	3	小児看護学概論	1(30)	30		
			小児看護学援助論Ⅰ	1(30)	30		
			小児看護学援助論Ⅱ	1(30)	30		
	母性看護学	3	母性看護学概論	1(30)	30		
			母性看護学援助論Ⅰ	1(30)	30		
			母性看護学援助論Ⅱ	1(30)	30		
	精神看護学	3	精神看護学概論	1(30)	30		
			精神看護学援助論Ⅰ	1(30)	30		
			精神看護学援助論Ⅱ	1(30)	30		
統合分野	在宅看護論	3	在宅看護概論	1(30)	30		
			在宅看護援助論Ⅰ	1(30)	30		
			在宅看護援助論Ⅱ	1(30)	30		
	看護の統合と実践	4	看護の統合と実践概論	1(30)	15	15	
			看護の統合と実践論Ⅰ	1(30)		30	
			看護の統合と実践論Ⅱ	1(15)	15		
看護の統合と実践論Ⅲ	1(30)		30				
小 計	28	小 計	30(870)	795	75		
専門分野	臨地実習		2	基礎看護学実習	2(90)	90	
			2	成人看護学実習	2(90)		90
			2	老年看護学実習	2(90)		90
			2	小児看護学実習	2(90)		90
			2	母性看護学実習	2(90)		90
			2	精神看護学実習	2(90)		90
			2	在宅看護論実習	2(90)		90
			2	看護の統合と実践実習	2(90)		90
小 計	16	小 計	16(720)	90	630		
総 計	65(2180)	総 計	68(2190)	1470	720		



## 別表 2

## 入学検定料・入学金及び授業料等

区分	金額	納期
入学検定料	25,000 円	
入 学 金	300,000 円	入学手続き時に納入
授 業 料 (年 額)	420,000 円 (1 期 210,000 円)	前期: 毎年3月31日迄に納入 後期: 毎年9月30日迄に納入
施設設備費 (年 額)	250,000 円	毎年3月31日迄に納入
実習演習費 (年 額)	100,000 円 (1 期 50,000 円)	前期: 毎年3月31日迄に納入 後期: 毎年9月30日迄に納入

注 但し、入学時に関する授業料・施設設備費・実習演習費は入学手続き時の指定期日に納入のこと。